前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和三年二月

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省令第二十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の十一及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法） **第二条**　［略］ 2　法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から令和七年度までの各年度にあっては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。 ［一～三　略］ ［3　略］ （法第三十三条の五の十一の計画に定める事項） **第二条の十六**　法第三十三条の五の十一に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　法第三十三条の五の十一に規定する河川等におけるしゅんせつ等に係る事業（以下この条において「しゅんせつ等事業」という。）の実施箇所	**附　則** （退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法） **第二条**　［同上］ 2　法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあっては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。 ［一～三　同上］ ［3　同上］ ［新設］

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成三十一年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成三十一年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成三十二年二月